

第12回うるま市エイサーまつり出店要綱

平成29年6月

うるま市エイサーまつり実行委員会
(うるま市観光物産協会)

1. 総則

- (1) うるま市エイサーまつりの出店に関する一切の事項は、この要綱による。
- (2) 出店業者は、この要綱を遵守しなければならない。
- (3) エイサーまつり実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、出店業者がこの要綱に反する行為を行った場合はその業者に対し、営業を停止し、退去を命ずることができることとし、該当出店業者については次回からの出店は一切認めない。

2. 出店基準

- (1) 法令等により許認可を必要とする業種の場合は、その許認可を受けていることとし、当日は営業許可証（原本）を掲示すると共に営業にあたっては関係法令の記載事項を順守すること。
- (2) 公序良俗に反する出店は一切認めない。

3. 出店留意事項及び条件等

- (1) 保健所の許可を必要とする業種（飲食関係等）で許可証のないものは出店を認めない。
- (2) 指定された場所を他人に転貸し、または目的外に使用してはならない。
- (3) 指定された場所以外で営業してはならない。
- (4) 不正な価格で物品を販売してはならない。また全ての商品に販売価格を表示すること。
- (5) 店舗前で見やすい場所に必ず商号を表示すること。
- (6) 取扱商品はできる限り地場産品とすること。酒類についてはオリオンビール、泰石酒造、崎山酒造、神村酒造、新里酒造の商品のみとし、その他の商品についても市内事業所を出来る限り利用すること。
- (7) 実行委員会が交付する出店許可証を必ず見やすい場所に掲示すること。許可証なきものの営業は一切認めない。
- (8) カセットコンロ及び木炭の持ち込みを一切禁止する（予備としての持ち込みも禁止する）。
- (9) 発電機及び燃料の持ち込みは禁止する。電気を必要とする場合は、沖縄県出店業事業協同組合に申し込むこと（料金目安：1kWhあたり3,000円）。

沖縄県出店業事業協同組合 ☎ 933-8801 沖縄県沖縄市山内1丁目8番19号

- (10) 全ての出店業者は、必ず消火器を準備すること。また、別紙2の注意事項を遵守すること。
- (11) 飲食物を取り扱う業者は生産物賠償責任保険（PL保険）または食品営業賠償共済保険に必ず加入すること。（証券等の写しを提出すること）
- (12) 物販・ゲーム、遊具を取り扱う業者は施設賠償責任保険に必ず加入すること。（証券等の写しを提出すること。）
- (13) 飲食物を取り扱う業者は、特に商品の品質管理、衛生管理を十分に行うとともに、保健所の許可が必要な業種については必ず保健所の許可を得ることとし、まつり当日は保健所並びに衛生指導員の指示に従うこと。万一食中毒等が発生した場合、出店業者は自らの責任でもって適切な対応をすること。

沖縄県中部福祉保健所 ☎ 938-9787 沖縄市美原1-6-28

- (14) 未成年者への酒（アルコール）類の販売を禁止する。
また、自動車を運転する者への、飲酒を目的とした酒（アルコール）類の販売を禁止し、その旨を店頭に表示すること。万一販売を行っているのが発見（発覚）した場合、次回からの出店を認めない。
- (15) 物販・ゲーム等の出店において、他者に危害を与えるおそれのあるもの（エアガン・レーザーポインター等）、及び会場を汚損するおそれのあるもの（パーティスプレー等）について、商品及び景品として取り扱うことや、現金を商品及び景品として取り扱うことを禁止する。
- (16) 営業に伴い、盗難及び危険防止等の管理を十分に行うこと。万一損害を被った場合でも実

行委員会は一切責任を負わない。

- (17) 申込以外の物品等を新たに取り扱う場合は、前もって届出その承認を得ること。
- (18) まつり期間の途中で引き上げる場合は、必ずその旨を実行委員会に連絡すること。連絡なき者は次回からの出店を認めない。
- (19) 店舗周辺の清掃は随時行うこと。
- (20) 花火打上げの際には、観客及び作業の安全が確保できる範囲内で(60w～100w電球5個まで)店舗の照明をおとし、閉店準備を行うこと。※花火終了後も電球は5個までとする。
- (21) まつり日程終了後、出店場所・出店周辺の清掃作業を行い原状回復すること。原状回復が不十分な場合には、まつり翌日(月)に事務局の呼び出しに応じ、清掃作業を行うこと。
- (22) 移動パーラーでの販売は禁止(場内・場外問わず)とする。
- (23) 暴力団との関わりがないこと。暴力団に指定場所を転貸しないこと。暴力団員を出店に従事させないこと。この事項に違反した場合は、即刻撤去し、撤去させられても異議を申し立てないこと。

4. 申込方法及び申込先

- (1) 「出店申込書」に必要事項を記入の上、必要書類を添えて、うるま市観光物産協会に申し込むこと。

うるま市観光物産協会	☎098-978-0077	うるま市与那城屋平4番地先
------------	---------------	---------------

- (2) 他人の商号または名義を借りて申し込むことはできない。
- (3) 申込手続きを完了した者に対し、出店場所の抽選を行った上で出店許可証を交付する。
- (4) 場所決定後は原則としてその場所の変更はできない。ただし、業者間同士の話し合いで場所の変更を行うときは遅滞なく連絡し、その承認を得ること。

5. 申込受付期間及び抽選日

- (1) 申込受付期間及び場所抽選日は次のとおりとする。

申込受付期間及び時間	出店説明会・場所抽選日
7月24日(月)～7月28日(金) 午前9時～午後6時	日時：8月10日(木) 午後3時～ 会場：うるま市役所(西棟)3F中会議室 ※当日は、消防・保健所からの説明もあるため、 出店業者は必ず出席すること。

※申込期日以降のキャンセルは不可とする。

(2) 出店業者の決定

今年は先着順ではありません。申込受付期間内はいつでも申込ができます。ただし、申込数が定数を上回った場合は、市内業者を優先した上で抽選により出店者を決定することとします。なお、抽選は下記日時に行うこととし、抽選を実施する場合は事務局より申込者に連絡いたします(申込数が定数を上回らない場合は抽選は実施しません)。

日時：8月2日(水) 午後3時～
場所：うるま市観光物産協会 会議室

6. 出店料

2日間で原則として次のとおりとする。

- (1) 一店舗当りの大きさは、最大5.4m × 3.6m テントを基準とする。

テントは出店業者自ら持ち込むこととし、実行委員会では準備しない。

- (2) 出店料は、次のとおりとする。

出店業者区分	テナント料金
市内業者（観光物産協会会員+商工会会員）	35,000円
市内業者（観光物産協会会員、商工会会員いずれか）	40,000円
市内業者（観光物産協会・商工会の双方未加入者）	50,000円
市外業者	60,000円
市内資金造成団体等（スポーツクラブ、文化部など）	10,000円
大型遊具業（会場内設置）	50,000円

※出店料は8月10日(木)説明会にて現金で支払うこと

○ただし、まつり協賛に係る業者については協議の上決定する。

○資金造成団体については、会場周辺の清掃活動を行うこと。

市内資金造成団体等とは営利を目的としない団体で、学校・地域社会で教育・文化・福祉・スポーツ活動を実施している団体をいい、収益金の寄付、派遣費の捻出を目的としていること。（※要簡易営業許可証）

- (3) 既に払い込んだ出店料は、次の場合を除きいかなる理由があっても返納しない。

- ① 天候不良、または災害等により、実行委員会がまつりを中止すると判断した場合（順延は含まない）。
- ② 感染性の疾病（インフルエンザ等）の蔓延、または蔓延するおそれがあり、実行委員会がまつりを中止すると判断した場合（順延は含まない）。

7. 出店日時、営業時間等

出店日：平成29年9月23日（土）、24日（日）（まつり開催日）

出店場所：うるま市与那城総合公園陸上競技場（うるま市与那城中央5番地）

営業時間（厳守すること）

○開店時間・・・午後3時00分

○閉店時間・・・午後9時00分

- (1) 午後9時以降は定められた範囲内(3.出店留意事項及び条件等のNO.20)で店舗の照明を落とし、速やかに閉店準備を行うこと。

万一午後9時以降に営業を行っているのが発見（発覚）した場合、次回からの出店を認めない。

- (2) 発電機の電源は午後10時に落とすこととする。電源を落とした後の金銭管理及びパソコン等の機材管理は十分に行うこととし、万一紛失、故障等があった場合でも実行委員会及び出店業事業協同組合は一切責任を負わない。

8. 駐車場

- (1) 出店業者の駐車場は実行委員会が指定することとし、駐車できる台数は1店舗あたり2台までとする。実行委員会が指定する場所以外の会場内及び会場周辺への駐車は禁止する（実行委員会が交付する駐車許可書を見えやすい場所に表示すること。）。

9. 設営・撤去及び原状回復

- (1) 設営は、9月22日（金）午前9時から9月23日（土）午後2時までに完了すること。
- (2) 来場者の安全を確保するため、まつり当日における午後2時から午後10時までの会場への車両の乗り入れを禁止する。
- (3) まつり終了後の撤去及び原状回復については、9月25日（月）午前中までに完了すること。

10. ゴミの分別及び処分

出店業者から出るゴミについては、実行委員会が定める方法（別紙1）により分別し、処分すること。実行委員会が定める方法に基づかない場合又はエコステーションの時間内（午後3時から午後9時30分まで）にゴミを持ち込めない場合は、各自でゴミを持ち帰ること。

11. 重要事項

- (1) まつりが中止または延期されたことにより出店業者が被った損害については、実行委員会は一切責任を負わない。
- (2) 会場となっている陸上競技場のフィールド内（芝生内）への車両の乗り入れ、及びフィールドを損傷させる行為は厳禁とする。これに従わずフィールド及びフィールドの芝生を損傷させた場合には、実行委員会は当該損害の賠償を請求する。
- (3) この要綱に定めのない事項については、実行委員会の指示に従うこと。
- (4) 本要綱に違反した者は、次回からのエイサーまつりへの出店資格を失うものとする。

【お問い合わせ】

うるま市観光物産協会

〒904-2427 うるま市与那城屋平4番地先

TEL：098-978-0077 FAX：098-978-1177

第12回うるま市エイサーまつり 出店申込書

第12回うるま市エイサーまつり出店要綱を遵守し、出店のための必要書類を添えて、下記のとおり出店を申し込みます。

うるま市エイサーまつり実行委員会 様

申込日：平成 年 月 日

出店申込受付番号

代表者氏名	ふりがな	携帯 TEL		
事業所名				
所在地				
取扱品目 及び 販売価格 (必須項目)	商 品 名	価 格	商 品 名	価 格
店舗の種類	組立式店舗 (5.4m×3.6m) テント使用・その他 (具体的に)			
車両番号 (必須項目)	①車両番号 ()	②車両番号 ()	(例)沖縄〇〇 あ 12-34) ※2台までの登録です。	
備考欄	責任者氏名 () 責任者連絡先 (携帯:)			
	※市内資金造成団体は出店目的を必ず記入して下さい。(詳しく)			

※車両番号変更が生じた際は、うるま市観光物産協会 (TEL 978-0077)までご連絡下さい。

※必要書類として簡易営業許可証 (写し)、加入保険証券等 (写し)、同意書を添付すること。

エイサーまつり出店に関する同意書

私、_____は、うるま市エイサーまつりにおいて、下記の出店留意事項に反する行為を行った場合、一切の営業を停止、次回以降のまつり出店に関し、うるま市エイサーまつり実行委員会から拒否されても異議申し立てはいたしません。

<出店留意事項>

- (1) 保健所の許可を必要とする業種（飲食関係等）で許可証のないものは出店を認めない。
- (2) 指定された場所を他人に転貸し、または目的外に使用してはならない。
- (3) 指定された場所以外で営業してはならない。
- (4) 不当な価格で物品を販売してはならない。また全ての商品に販売価格を必ず表示すること。
- (5) 店舗前で見やすい場所に必ず商号を表示すること。
- (6) 取扱商品はできる限り地場産品とする。また酒類についてはオリオンビール、泰石酒造、崎山酒造、神村酒造、新里酒造の商品のみとしその他の商品についても市内事業所をできる限り利用すること。
- (7) 実行委員会が交付する出店許可証を必ず見やすい場所に掲示すること。許可証なきものの営業は一切認めない。
- (8) カセットコンロ及び木炭の持ち込みは禁止する（予備としての持ち込みも禁止する）。
- (9) 発電機及び燃料の持ち込みは禁止する。電気を必要とする場合は、沖縄県出店業事業協同組合に申し込むこと。
- (10) 出店業者は、必ず消火器を準備すること。また、別紙2の注意事項を遵守すること。
- (11) 飲食物を取り扱う業者は、特に商品の品質管理、衛生管理を十分に行うとともに、保健所の許可が必要な業種については必ず保健所の許可を得ることとし、まつり当日は保健所並びに衛生指導員の指示に従うこと。万一食中毒等があった場合、出店業者は自らの責任でもって適切な対応をすること。
- (12) 飲食物を取り扱う業者は生産物販売責任保険（P L 保険）又は食品営業賠償共済保険に必ず加入すること。（証券等の写しを提出すること）
- (13) 物販・ゲーム、遊具を扱う業者は施設賠償責任保険に必ず加入すること。（証券等の写しを提出すること）
- (14) 未成年者への酒（アルコール）類の販売を禁止する。また、自動車を運転する者への、飲酒を目的とした酒（アルコール）類の販売を禁止し、その旨を店頭に表示すること。万一販売を行っているのが発見（発覚）した場合、次回からの出店を認めない。
- (15) 物販・ゲーム等の出店において、他者に危害を与えるおそれのあるもの（エアガン・レーザーポインター等）、及び会場を汚損するおそれのあるもの（パーティスプレー等）について商品及び景品として取扱うことや、現金を商品及び景品として取り扱うことを禁止する。
- (16) 盗難及び危険防止等のために営業に伴う管理を十分に行うこととし、万一損害を被った場合でも実行委員会は一切責任を負わない。
- (17) 申込以外の物品等を新たに取り扱う場合は、前もって届出その承認を得ること。
- (18) まつり期間の途中で引き上げる場合は、必ずその旨を実行委員会に連絡すること。連絡なき者は次回より出店を認めない。
- (19) 店舗周辺の清掃は随時行うこと。
- (20) 花火打上げの際（20時40分）には、観客及び作業の安全が確保できる範囲内で（60w～100w電球5個まで）店舗の照明をおとし、花火終了後は速やかに閉店準備を行うこと。※花火終了後も電球は5個までとする。

- (21) まつり日程終了後、出店場所・出店周辺の清掃作業を行い原状回復すること。原状回復が不十分な場合には、まつり翌日（月）に事務局の呼び出しに応じ、清掃作業を行うこと。
- (22) 移動パーラーでの販売は禁止（場内・場外問わず）とする。
- (23) 暴力団との関わりがないこと。暴力団に指定場所を転貸しないこと。暴力団員を出店に従事させないこと。この事項に違反した場合は、即刻撤去し、撤去させられても異議を申し立てないこと。
- (24) 次の営業時間を厳守すること ●開店時間：午後3時 ●閉店時間：午後9時
- ・営業時間は、両日とも午後9時までとする。
 - 午後9時以降は定められた範囲内(60w～100w電球5個まで)で店舗の照明を落とし、速やかに閉店準備を行うこと。
 - ・発電機の電源は午後10時に落とすこととする。電源を落とした後の金銭管理及びパソコン等の機材管理は十分に行うこととし、万一紛失、故障等があった場合でも実行委員会及び出店業事業協同組合は一切責任を負わない。
- (25) 閉店時間以降の物品等の販売を禁止する。販売を行っているのが発見(発覚)した場合、次回からの出店を認めない。
- (26) 出店業者の駐車場については、実行委員会が指定する駐車場を利用すること。指定外の会場内及び会場周辺への駐車を禁止する。
- (27) 設営は9月3日(土)の午後2時までに完了すること。
- (28) 来場者の安全確保を目的として、まつり当日の午後2時から午後10時までの時間帯は、搬入・搬出のための祭り会場への車両の乗り入れを禁止する。
- (29) まつり終了後の撤去及び原状回復については、まつり翌日（月）の午前中までに完了すること。
- (30) 出店業者は各自でゴミ袋等を設置し、分別表を確認のうえゴミを分別し、処分すること。
- (31) 実行委員会が定める方法に基づかない場合又はエコステーション設置の時間内(午後2時から午後9時30分まで)にゴミを持ち込めない場合は、各自でゴミを持ち帰り処分すること。
- (32) まつりが中止または延期されたことにより出店業者が被った損害については、実行委員会は一切責任を負わない。
- (33) 会場となっている陸上競技場のフィールド内(芝生内)への車両の乗り入れ、及びフィールドを損傷させる行為は厳禁とする。これに従わずフィールド及びフィールドの芝生を損傷させた場合には、実行委員会は当該損害の賠償を請求する。

上記出店留意事項に同意し、それを証するため署名押印します。

平成 29年 月 日

事業所名 _____

代表者氏名 _____ (印)

連絡先番号(携帯番号) _____